

アイエム ニュース!!

秋季号

第26号
2012.11.10
発行

【記事の内容】

- 医療法人 医療法人における太陽光発電装置の導入
- 税 務 病院・診療所の相続・贈与の税務対策（2）
- 経営改善・経営相談 保険医療機関の個別指導
- 労務管理 ① 『改正育児・介護休業法』が全面施行！
- 労務管理 ② これからどうなる社会保障！労務管理への影響は？
- 保険・資産運用 大病してもお金を積み立てられる「終身保険」
- 接 遇 職員さんとの意思疎通を良くするための言いたいことが伝わる話し方のコツ その①
- 損 保 安心して医療に取り組んでいただくために
- セミナー開催報告
- ドクターのための「無料個別相談会」のご案内
～経営・税務・人事・労務・保険・資産運用の無料個別相談サービス～
- すぐに役立つ“医業経営強化”のご案内

医業経営のご相談は、(有)アイエムが承ります！

■シンボルマークの意味 「すべての地域住民が安心できる医療サービスを受けられるように」と願いを込めて製作しました。

○は、地域社会を表現しており、両手で包みこむように抱きしめ、地球に住む全ての人々が安心して医療を受けられる体制を表しています。また、大切な人の命を支える医療機関のために、私たち“アイエム・コンサルティングチーム”のメンバーが、良質な情報提供やサービスを通してトータル的にサポートする姿でもあります。

青は、青い地球や生きる上で必要な水の色。緑は、安心して良質なサービスを表現。黄は、未来の医療のさらなる発展を願い、貢献している！という思いを込めています。



医療法人における太陽光発電装置の導入

【はじめに】

東日本大震災で得た教訓の1つに「社会インフラにおけるバックアップの重要性」があげられます。震災等による停電などの事象に備え、予備電源の確保や様々なデータ（治療情報、検査データ、サーバー情報等）のバックアップ体制を整備することは経営上大変重要であるといえます。非常時にこそ各医療機関が自立し地域における救援拠点として活動する役割を求められています。

医療機関では最近、上記対策として太陽光発電装置の導入を検討することがにわかに注目を浴びています。無尽蔵の自然エネルギーを使う太陽光発電装置を導入することにより、電力供給や情報管理を安定・安心・安全に行えることが注目の主な理由です。

そこで今回は、医療法人が太陽光発電装置を導入した場合における、最新の税制上の動向についてご紹介します。

【制度概要】

平成23年度税制改正の際、通称「グリーン投資減税」なるものが創設されており、平成26年3月末までにエネルギーの有効利用の促進に役立つ一定の資産を取得するなどの要件を満たした場合には、法人税の減税等を受けることができるようになりました。

ところが、平成24年度税制改正に伴い、太陽光発電装置の取得に係る税制上の特例に関して以下の様な改正が行われております。

● 有利な改正事項

従前は①または②いずれかの選択適用でしたが、その選択候補に③が追加されました。

- ①取得価額の最大7%を法人税から税額控除
- ②取得価額の30%を減価償却費に上乗せ
- ③取得価額の全額を減価償却費として計上（即時償却）

● 不利な改正事項

太陽光発電装置を「平成25年3月末までに取得」と対象期間が短縮されました。

【当社見解】

当社の見解として、長期的な視点では上記①が金銭面で最も有利になりますが、太陽光発電装置は法定耐用年数が長く費用化が非常に遅いため、医療法人の現況によっては上記③も視野に入れて検討していくべきであると考えます。

また、税制面だけではなく、太陽光発電装置導入に伴う初期投資額や光熱費の長期的節減効果、国等からの助成金等もあわせ総合的に勘案したうえで導入の検討を図るべきであり、税理士等の専門家と相談されることをお勧め致します。

なお、今回税制特例適用のための要件は極力シンプルに述べております。また、近年話題のハイブリッド自動車や高断熱窓設備・空調設備など、太陽光発電装置以外の設備に関しては、今回ご紹介したものと要件等が異なりますのでご注意ください。

税務・会計



税理士法人 ノチデ会計
代表税理士 後出博敏

会社紹介

昭和51年創業。スタッフ(28名)の中に、税理士・医療経営コンサルタント・中小企業診断士・社会保険労務士・行政書士・FP・事業再生士などを有する総合事務所。顧問先の多数を占める医療分野には特に力を注いでおり、「経営のトータルアドバイザー」として税務会計のみならず医療経営に関する情報提供・改善提案などを行っている。また、(一人医師)医療法人化・特定医療法人及び基金拋出型医療法人等への形態変更などの持分なし医療法人化、「医療経営塾」等の各種セミナー開催、病医院の診療圏調査・患者分布調査なども実施している。

URL http://nochide_kaikei.tcnf.com

〈養子縁組〉

Q

私は病院を経営していますが、私の子はいずれもサラリーマンになっており、医師の仕事を継ぐつもりはないようです。そこで、養子縁組をして、養子に病院を継いでもらいたいと考えています。養子縁組では、どのような点に留意すべきでしょうか。

A

養子縁組にはルールがあり、年長者養子の禁止、配偶者のある者の養子縁組の方法、養子縁組の効果や養子の氏などに留意する必要があります。

1 養子縁組の要件

現行民法は養子縁組をする場合の要件を定めており、これらの要件を満たす必要があります。(民792～)

(1) 養子をする能力

民法は、「成年に達した者は、養子をすることができます。」と定めており(民792)、養親の最低年令を満20歳としています。

(2) 養子となり得る者

民法は「尊属又は年長者は、これを養子とすることができない。」(民793)と定めています。その趣旨は、いわゆる「目上養子」を禁止するものです。したがって、医師としての実力のある年長者や、自分より年下の医師ではあるが傍系の叔父、叔母などは養子とすることができません。

逆にいえば、自分より年長者と尊属以外であれば養子にすることは可能です。したがって、自分の孫を養子にすることもできますし、自分の非嫡出子(婚姻関係にない男女の間に生まれた子)を養子とすることができることは異論がありません。

自分より年下であれば、従兄弟であれ、弟や妹であれ、これを養子とすることも可能です。

(3) 配偶者のある者の養子縁組のルール

昭和63年1月1日施行の民法改正前は、「配偶者のある者は、その配偶者とともになければ縁組をすることができない。ただし、夫婦の一方が他方の子を養子とする場合はこの限りではない。」(旧民795)と規定していました。要するに、配偶者のある者は、養親となる場合も、養子となる場合も常に夫婦共同してでなければ縁組をすることはできずとされていました。ですから、病院の存続のため養子縁組を行う場合であっても、養子縁組は養親である院長は常にその配偶者と共同して養子縁組をしなければなりません(配偶者が存在しなければ別です。)。同様に養子についても、養子となる本人のみが気に入ったからといって、養子の配偶者を除外して養子本人のみと養子縁組をすることはできず、仮にそのような縁組がなされたとしても無効であると解されていました。

昭和63年1月1日施行の民法では、「配偶者のある者が縁組をするには、その配偶者の同意を得なければならない。

ただし、配偶者ととも縁組をする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。」(民796)と定められ、配偶者のある者は必ずしも夫婦共同で養子縁組をする必要はなく、配偶者の同意を得ることが必要とされました。

ただし、未成年者を養子とする場合には、配偶者のある者は夫婦共同で養子縁組をしなければならないものとされています。昭和63年1月1日施行の民法では「配偶者のある者が未成年者を養子とするには、配偶者とともになければならない。ただし、配偶者の嫡出である子を養子とする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りではない。」(民795)と定められました。その結果、配偶者のある者が夫婦共同してでなければ縁組をすることができない場合は未成年者を養子とする場合に限られることになりました。

未成年者を養子とする場合にだけ、配偶者のある者が夫婦共同で養子縁組をしなければならないとした趣旨は、適切な養育を行うには、養親が配偶者のある者である場合は夫婦共同して養育を行うことが望ましいと考えられたことによります。ただし、独身で配偶者のない者が養親となることは認められており、あくまで配偶者がある者が養親となる場合は夫婦共同で縁組をしなければならないということです。

2 養子縁組の効力

養子縁組をすると、養子は、縁組の日から養親の嫡出子としての身分を取得します。(民809)。同時に「養子は、養親の氏を称する」(民810)と定められています。現行法の戸籍編成原則は、親子同氏ということにありますので、養子は養親の氏を称することとしています。

3 相続税対策の効果

養子は法定相続人になるため、基礎控除額が増えます。ただし無制限というわけではなく、実子がいる場合は養子が何人いても1名分、実子がいない場合は2名分までしか基礎控除計算の法定相続人に入れられません。

また、安易に後継者の配偶者を養子にしがちですが、1点だけよく注意しなければならないことがあります。それは、仮に後継者が配偶者と離婚しても、配偶者には相続権が残るということです。

養子縁組は養親と養子の契約行為です(一部違う形式もあり)。したがって、仮に養親の子である後継者との婚姻関係が終了しても、養子縁組の契約行為は残り、解消しない限りは相続権が残るのです。

相続権をなくすためには養子縁組を解消しなければなりませんが、それは離婚調停のようなもので一方的に破棄はできないことになっています。養子縁組も相手を見極めて行なうことです。万一、養子縁組をした養子が後継者と離婚した場合は、自己の養子縁組も解消することを忘れないようにしてください。

税務・会計



会社紹介

昭和57年創業。相続税・事業承継対策、医療・社会福祉法人の会計指導・税務指導、経営計画の策定指導、経営審査等各種届出(行政書士業務)を主な業務内容とし、特に相続税・事業承継対策を中心に幅広い活動を行っている。

今村会計事務所
 所長・税理士 今村 修

URL <http://imamura.ne.jp/>

石川県における指導は次の通りです。

- ・ 集団的個別指導(集団部分のみ)
- ・ 個別指導(既指定分)
- ・ 個別指導(新規指定分)
- ・ 集団指導

それぞれ対象保険医療機関は違いますが、気をつけるべき点は同じです。

管轄外ですが関東信越厚生局では、毎年、前年度に実施した「個別指導において保険医療機関(医科)に改善を求めた主な指摘事項」を公表しています。
指摘事項の主だったものとして以下のものがあります。

以下「関東信越厚生局 平成23年度に実施した個別指導において保険医療機関(医科)に改善を求めた主な指摘事項」より抜粋

- ・ 電子カルテについて、運用管理規定がない。個々のID、パスワードが設定されていない。
- ・ 医学的に妥当性のある傷病名を記載すること。
- ・ 主傷病が非常に多数ある。主傷病は当該患者の療養の中心となる疾患に対して原則1つとすること。
- ・ 外来管理加算について不適切な例(患者からの聴取事項や診察所見の要点の記載がない、乏しい等)
- ・ 特定疾患療養管理料の算定において、要点の記載がない、乏しい、画一的な例が認められる。
- ・ 診療情報提供料(I)の算定において、紹介に対する単なる返信等、不適切な例が認められる。
- ・ 在宅患者訪問診療料の算定において、訪問診療の診療内容の要点の記載がない、又は乏しい等、不適切な例が認められる。
- ・ 在宅時医学総合管理料の算定において、在宅療養計画及び説明の要点等の記載がない、記載内容が単なる訪問スケジュール、通院困難な患者でもない等、不適切な例が認められる。
- ・ 検査の算定で、必要性のない、乏しい画一的に実施された検査の例が認められる。
- ・ 外来迅速検体検査加算について、当該実施した検査すべての結果を患者に説明し文書により提供されていない。時間外緊急院内検査加算について、定期的な検体検査で算定している。
- ・ 画像診断の算定において、必要性、結果及び結果の評価について、診療録の記載がない、乏しい例が認められる。
- ・ 投薬について、禁忌投薬、適応外投薬、長期漫然投与等、不適切な例が認められる。

また、石川県医師会でもホームページ上に、指導に係わる情報を掲載しております。「医報」よりも詳しい内容になっていますので、ぜひ1度ご覧ください。

普段から適正な診療・請求をしても、不安になるのが指導です。

レセプトを外部委託されていることもあります。弊社ではセカンドオピニオンとして個別指導対策等のご相談を受付けております。

不明点や不安な点がございましたら、ぜひお気軽にご相談ください。

経営改善・
経営相談



株式会社メディカコンサルティング
代表取締役 松浦実利

会社紹介

平成19年6月、税理士法人 皇税理事務所(現 皇&スターシップ税理士法人) 医業コンサルティング部を法人化。
立地探しから行う開業支援や、法人設立支援、病医院のための友好的M&A、ISO審査など、皇経営グループの組織力を活かしたコンサルティングを展開。

URL <http://www.medicaconsulting.co.jp/>

知らなきゃ
トラブル！

『改正育児・介護休業法』が全面施行！

平成21年に改正された「育児・介護休業法」のうち、従業員数100人以下の企業には猶予されていた制度が、7月1日より適用されました！

■□■ 100人以下企業で7月1日から適用となる改正育児・介護休業法の主要制度の概要 ■□■

◇介護休暇◇

要介護状態にある対象家族*の介護や世話を行う従業員が申し出た場合、1日単位での休暇取得を認めなければなりません（休暇日数の限度は、対象家族が1人ならば年5日、2人以上ならば年10日）。

*「要介護状態」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいい、「対象家族」とは、従業員の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として、従業員が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む。）、配偶者の父母をいいます。

対象となる従業員・・・原則として全ての男女従業員。勤続年数6か月未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員については、労使協定で定めれば対象者から除外できます。

◇所定外労働の制限◇

3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

対象となる従業員・・・原則として全ての男女従業員。勤続年数1年未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員については、労使協定で定めれば対象者から除外できます。

◇短時間勤務制度（所定労働時間の短縮措置）◇

3歳に満たない子を養育する従業員で育児休業をしていない者に対し、1日の所定労働時間を原則6時間に短縮する制度を設けなければなりません。

対象となる従業員・・・原則として1日の所定労働時間が6時間を超える全ての男女従業員。

ただし、次のa～cの従業員は、労使協定で定めれば対象者から除外できます。

- a 当該事業主に引き続き雇用された期間が1年に満たない従業員
- b 週の所定労働日数が2日以下の従業員
- c 業務の性質又は業務の実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務に従事する従業員

☆新たにこれらの制度の対象となる企業では、あらかじめ就業規則などに制度を定め、従業員に周知しておく必要があります。就業規則などへの規定がお済でない場合は、ご相談下さい。

労務管理



会社紹介

当オフィスは30年の伝統と歴史、信用を誇り、法令に基づいた人事労務管理のエキスパートとして、企業の健全な発展と明るい職場作りに努め、クライアントの皆様と共存共栄を図ってまいります。

島総合マネジメントオフィス
社会保険労務士法人ツインズ

代表社員・特定社会保険労務士 島 健 祐

URL <http://www.hatake.biz>

社会保障・税一体改革関連法案が本年8月に参議院本会議において可決・成立しました。現行の5%の消費税率が、2014年4月1日から8%に、2015年10月1日から10%に引き上げられることとなります・・・といったことが、マスコミで報じられていますが、消費税以外のことはどうなるかなんて全くふれられていないですね。そこで今回は、この法案の成立により、世の中がどう変わっていくのかをお伝えしたいと思います。

国会で成立した法案は、消費税改正法案だけではありません。国民年金法等改正法案や子ども・子育て支援法案などもあわせて成立しています。国民年金法等改正法では、国民年金の老齢基礎年金の国庫負担割合を2分の1に恒久化すること、パート労働者への社会保険の適用を拡大すること、産休期間中の社会保険料の免除などを行うこととしたものとなっています。また、年金関係では、被用者年金一元化法も成立しています。これによって、これまで厚生年金と別の制度になっていた公務員と私学教職員の年金制度が、厚生年金保険制度に統一されることになりました。これにより民間の会社員と公務員の公的年金における公平性がいちおう確保されることとなります。年金財政の安定化といったことがねらいになりますが、ただし、公務員の年金はこれまで上乘せ部分もあったり、厚生年金に比べかなり優遇されている制度内容となっていたので、全くの公平化ということになるかは、かなり疑問ですね。

(1)国民年金の受給資格期間の短縮

国民年金の老齢基礎年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されます。

それにあわせて、従来、国民年金保険料は納期限より2年を経過した場合、時効により納付することができませんでしたが、平成24年10月1日から3年間に限り過去10年間の納め忘れた保険料を納付することが可能になりました。ようするに、保険料を1月分も納めていなかった人でも、後納制度により10年分の保険料をまとめて納めれば将来、国民年金を受給することができるようになったということです。国は、無年金者を出すことをとても恐れているようですね。

(2)厚生年金の短時間労働者への適用拡大

これまで厚生年金の適用基準は、正社員の労働時間の4分の3以上の者が加入しなければならないことになっていましたが、その基準が拡大されます。以下の条件を満たした場合に厚生年金に加入しなければならなくなります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ② 当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれること。
- ③ 報酬の月額が、8万8千円以上であること。
- ④ 学生でないこと。

平成28年4月から実施されますが、当初は中小企業が対象から除かれることとなります。

(3)産前産後休業期間中の社会保険料の免除

産前産後休業期間について、申出により、事業主及び被保険者の保険料を免除することになります。これまでは、育児休業期間中の保険料が免除になっていましたが、産前(予定日の6週間前)に入ったところから保険料が免除されることとなります。医療業においては、女性が多いこともあり、喜ばしい法改正ですね。

紙面の都合上、すべての改正事項を取り上げることはできませんでしたが、その他にもたくさんの法律が改正されています。労務管理を行なっていく上で、法改正の影響がどのようになるのか、就業規則を一度、見直す必要がありそうですね。

大病してもお金を積み立てられる「終身保険」

◆20年間で4,000万円貯めたい場合…

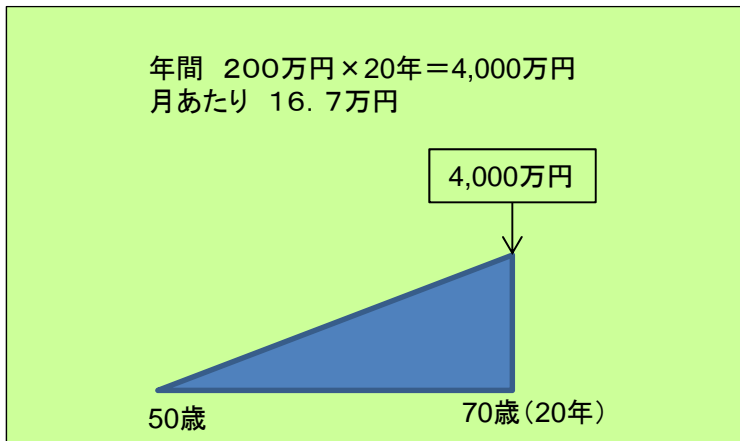
例えば、「4,000万円」を20年間で貯めたいと考えた場合、多くの方は預貯金で貯蓄することをお考えになると思います。その場合、「年間200万円、月額16.7万円」の現金積み立てが必要になります。

積立開始時には何事も無く順調に20年間経過することを普通は考えがちですが、もしかしたら、その間に大病を患い健康体でなくなることがあるかもしれません。その後も体に気遣いながら、一生懸命働いて元気で働いていた頃と同額の収入を確保し、積立を継続していかなければ目標の積立額には達しません。

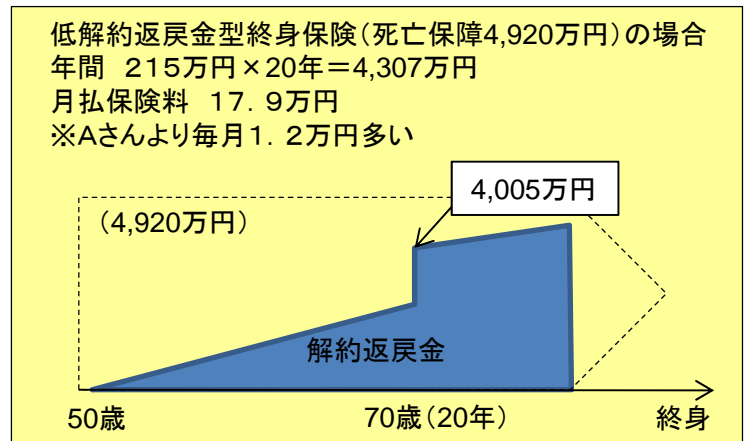
この不安を解消し、健康状態に関係なく積立額が達成できる保険が今回ご紹介するものです。

銀行預金で積立をするAさんに対し、Bさんは**低解約返戻金型終身保険(特定疾病保険料免除特約付)**で積立をすることとしました。

Aさん 現金で積立する



Bさん 低解約返戻金型終身保険で積立する
※特定疾病保険料免除特約

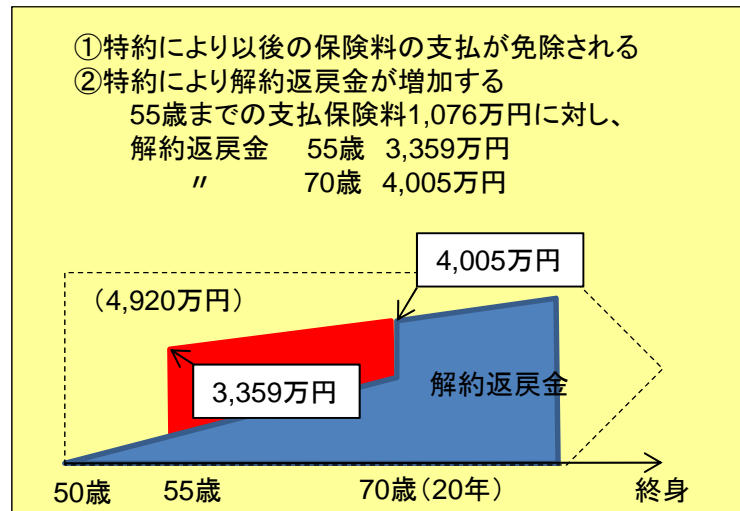
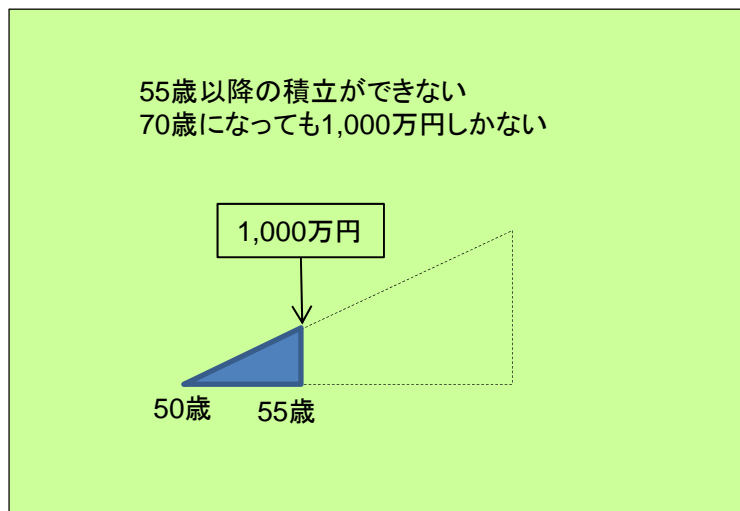


Bさんは保険で積立するので、保険コストがかかる分、積立としてはAさんに比べ見劣りします。

◆もし積立をしている途中で大病を患ったら…

今、日本人の2人に1人はガンになるといわれる時代です。もしも55歳でガンになってしまった場合、AさんとBさんはどのような違いが生じるでしょうか。Aさんは55歳まで1,000万円が貯まっていますが、もし以後従来どおりの収入を得られない場合は、70歳になっても目標額には達することができません。

一方、Bさんは**特定疾病保険料免除特約付**の終身保険に加入していたので、①特約により以後の保険料の支払が免除されると同時に、②特約により解約返戻金が3,359万円に増額します。70歳には当初予定通りの4,005万円に達します。



このように、積立をする場合に単に銀行預金だけではなく、一部を生命保険で積立しておけば、まさかのときに積立を継続できなくなるというリスクを回避することが可能になります。

保険・資産運用

株式会社リスクマネジメント・ラボ
金沢支店長 原 勝志



会社紹介

平成12年5月設立、本支店11拠点。全国21都道府県(北陸3県含む)の医師会・医師協同組合と連携し、医療機関経営という観点から、セミナー活動、情報提供、個別相談などを行っている。主な業務は、生命保険・損害保険の募集に関する業務、ファイナンシャルプランニング業務、資産計画の企画立案に関する業務、経営に関する講習会の開催に関する業務、企業の販売活動に関する人材育成のための教育及び育成業務など。

URL <http://www.rml.co.jp>

職員さんとの意思疎通を良くするための 言いたいことが伝わる話し方のコツその①

「チーム医療」という言われ方をされていますが、自院のチームは意思疎通がしっかりとれたチームと言えるでしょうか？



つい頭ごなしにどなってしまった…。
言い方がきつくて相手を傷つけてしまった…。
萎縮させてしまった…。などの経験はありませんか？



こんなことを言ったら人間関係が悪化するのでは…。
相手が傷つくのでは…。嫌われたくない…。
などと思って、言いたいことを飲み込んでしまったことは
ありませんか？



ため息をついたり、嫌味をいったり、直接言わずに
周りの人をうまく使ってコントロールする…。
こんな伝え方をしていませんか？

要求を相手に伝えるということは、感情をぶつけるのでも飲み込むことでもなく、自分の要求と気持ちを相手に「伝わるように伝える」ということです。

相手が悪いと責めても、自分が悪いと我慢しても、本当に伝えたいことは伝わりません。

自分も相手も尊重して、伝わるように伝えるコミュニケーション法として「**アサーティブコミュニケーション**」という方法があります。

まずは今回はアサーティブに伝えるための4つの柱をご紹介します。

誠 実

自分に対しても相手に対しても誠実であることです。

自分の感情にフタをしないで、まずはどう感じているのか自分の心に聞いてみます。

その上で、誠実に相手と接します。

率 直

話しをするときは、率直に具体的に伝えます。第三者を介した言い方ではなく、自分を主語にして“Iメッセージ”で話します。

×「みんなが」「〇〇さんが」

○「私が」「私は」

対 等

自分も相手も尊重した対等な態度を取ります。

たとえ社会的な立場や、役割に上下関係があったとしても、人間としては対等であることを忘れません。自分がどんな位置にいても、卑屈になることなく、反対に心の中で相手を見下すこともしません。

自己責任

言ったならば言ったなりの、黙っているのなら黙っているなりの、自分の行動の結果を自分で引き受けます。

相手とのコミュニケーションの結果に対する責任の半分は自分にもあるということを忘れないようにしましょう。

今までのコミュニケーションパターンの自己チェック
と伝えるときの4つの柱を自己チェックして、まずは
小さなことから伝えてみましょう。

接 遇



会社紹介

医療機関、歯科医院、社会福祉法人、介護保健施設、調剤薬局などのホスピタリティ産業を中心に、年間200回以上の接遇トレーニングを行っている。院内視察による現状把握と研修会を繰り返し継続的に行う事により、職員の方々は成功体験を積みながら自院の理念に向かって、確実にレベルアップする結果を得ている。

株式会社ハートデザイン
代表・接遇トレーナー 中村 清美

URL <http://www.heart-d.com/>

安心して医療に取り組んでいただくために

(有)アイエムでは、万一の場合に備え、ご希望に応じてご利用できる制度をご案内しています。下図をご参考に、現在の加入状況についてご確認ください。

=医師会会員向け損害保険メニューのご案内=

区分	想定される主な損害やニーズ	対応するサービス	備考	加入状況 チェック
経営者リスク	病気やケガによる診療所休業に伴う収入逸失	所得補償保険	団体 (30%割引)	<input type="checkbox"/>
	経営者の死亡による借入金返済、事業継続のための資金逸失	生命保険	団体定期	<input type="checkbox"/>
	役員の退職に伴う、慰労金の支払いが発生			<input type="checkbox"/>
医療業務リスク	医療行為に基づく賠償責任	医師賠償責任保険	団体 (20%割引)	<input type="checkbox"/>
	医療施設(建物・設備)や給食に基づく賠償責任			<input type="checkbox"/>
	医師賠償責任保険に追加できるその他の賠償責任	医療機関に関する各種保険		<input type="checkbox"/>
	第三者への損害賠償に関する補償 ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償	個人情報漏えい保険		<input type="checkbox"/>
	針刺し事故等の従業員の労働災害	医療保険		<input type="checkbox"/>
外的リスク	診療所における火災・風災・雪災等(建物、什器・備品)	火災保険 (ビジネスオーナーズ)	主契約 + 休業損害 食中毒・感染症 担保追加条項 業務用通貨 特約	<input type="checkbox"/>
	火災等による建物損壊、または感染症による休業に伴う収入逸失			<input type="checkbox"/>
	盗難による売上金等の逸失			<input type="checkbox"/>
	自動車事故による車両の破損、搭乗者の傷害および第三者に対する賠償責任	自動車保険	集団扱 (5%割引)	<input type="checkbox"/>

※団体、集団扱の保険については、個人で加入されるより有利な制度となっています。

業務運営



有限会社アイエム
チーム責任者 山下 勝 広

会社紹介

当社は石川県医師会の関連団体として、数多くの会員の先生方に加入いただいています団体契約(医師賠償責任保険・所得補償保険など)、その他損保・生保の取扱代理店として、保険の販売を行っています。

また平成15年10月に当社全従業員の同意のもと、医療経営コンサルティング業務を導入しコンサルティングチームを結成して、セミナーの開催・個別相談・ニュースの提供を通じて、医療経営の諸問題に対するアドバイスや役立つ情報の提供を行っています。 URL <http://www.im-med.co.jp/>

「奥様経営塾」

卒業生フォローアップセミナー開催報告

～職員採用の面接から、退職までの知りたいコツがわかる！～
平成24年10月17日（水） 地場産業振興センター

～セミナーの内容～

14:00～16:30

『面接指導の経験が豊富で年間200回以上の接遇研修を行う接遇トレーナーと“経営者の悩みをわかってくれる！”とお客様が絶賛する社会保険労務士』

(株)ハートデザイン 接遇トレーナー 中村 清美
末正社会保険労務士事務所 所長 末正 哲朗



優れた人材とは・・・？

テクニカルスキル
(専門的な知識・技術・資格)と
ヒューマンスキル
(人柄や接遇力)の
両方を持ち合わせた人



税理士法人ノチデ会計
笠田 圭介

当事務所は、医療法人
設立支援・持分なし医療
法人への移行・一般的な
相続税対策等の支援実
績を多く有しています。



(株)メディカ・
コンサルティング
松浦 実利

- ・経営シュミレーション
- ・金融機関対応
- ・補助金申請
- ・人材紹介、雇用紹介



社会保険労務士法人
ツインズ
畠 健祐

平成24年7月1日より、これまで適用が猶予されていた以下の制度が従業員数100人以下の事業所にも適用になります。

- ①短時間勤務制度
- ②所定外労働の制限
- ③介護休暇



(株)リスクマネジメント・
ラボラトリー
原 勝志

- ・今注目の“新型”終身保険の魅力
- ・病気になっても貯められる保険
- ・長生きするほどお得になる保険

★参加者の声★

- 接遇について興味を持った。
- 退職勧奨の必要性を知った。
- 面接時に内面を引き出す質問がとても参考になった。

お気軽に
ご相談ください！

有限会社アイエム

TEL ☎076-239-3820

詳しくは、<http://www.im-med.co.jp/>

【 医業経営「無料個別相談会」のご案内について 】

毎月1回、

税務・会計・人事・労務・医療法人 経営改善・保険・資産運用の

無料個別相談サービスを実施していますので、お気軽にご利用ください。

★ご相談を希望の方は恐れ入れますが、下部「よろず相談窓口」宛にお申し込みください。
予約制となりますので、相談日の1週間前までにはお申込みをお願いいたします。

※ご相談いただきました内容等につきましては、守秘義務を厳守いたします。

	時間帯は、[1部][2部]のいずれかからお選びください。	[1部] 14時～15時30分	[2部] 15時30分～17時
相談日	平成24年12月6日(木)	5月16日(木)	10月 3日(木)
	平成25年1月17日(木)	6月 6日(木)	11月 7日(木)
	2月 7日(木)	7月 4日(木)	12月 5日(木)
	3月 7日(木)	8月 1日(木)	
	4月 4日(木)	9月 5日(木)	
※毎月原則、第1木曜日に定例開催(但し、1月5日は第3木曜日に開催)			
相談会場	場所: 石川県医師会・日赤共同ビル2階 石川県医師協同組合・(有)アイエム 会議室 住所: 金沢市鞍月東2丁目48番地 TEL:076-239-3820		
コンサルタント	後出 博敏 (税理士法人ノデデ会計) 今村 修 (今村会計事務所) 畠 善昭 (畠&スターシップ税理士法人)、松浦 実利 (㈱メディカ・コンサルティング) 畠 健祐、畠 康祐 (社会保険労務士法人ツインズ) 原 勝志 (FP、㈱リスクマネジメント・ラボラトリー)		

【個別相談会申込書】			
医療機関名			
ご氏名	(役職:)		
ご氏名	(役職:)		
TEL	() -	参加予定人数	
FAX	() -	(名)	
ご希望日時:	月 日(木)	1部・2部 のいずれかを○で囲んでください。	
ご相談内容:	税務・会計・人事・労務・医療法人・ 経営改善・保険・資産運用 のいずれかを○で囲んでください。		

<お申込み先>
「よろず相談窓口」
アイエム医業経営コンサル
ティングチーム
担当: 山下、宮下

FAX: 076-239-3821

※詳しくは(有)アイエムのホームページをご覧ください。 <http://www.im-med.co.jp/>

すぐに役立つ“医業経営強化”のご案内



～ご興味がある項目に**チェック**を入れて下記までFAXをください。～

概略は裏面にございます！

<合法的な節税対策>

- 所得税の節税対策(個人経営)
- 所得税の節税対策(法人経営)
- 法人の節税対策

<決算対策>

- 医療法人の決算対策
- 遡増定期保険対策

<生命保険対策>

- 生命保険対策…管理表作成

<開業5年目対策>

- リース対策

<事業承継・相続・贈与対策>

- 贈与対策
- 相続対策

<退職金対策>

- 適正退職金額の算出
- 最適な退職金積立の方法
- 退職金額の充足度
- 退職金のメリットとは？

<所得補償保険対策>

- 適正な掛け方とは？
- 所得補償保険の意外な事実
- 医療法人の所得補償のかけ方

<出資金評価額対策>

- 出資金評価の算出と対策
- 出資金の危険性

<医師賠償責任保険対策>

- どこまでカバーすべきか？



近日中にご連絡の上、**良くなる資料**をお届けいたします。
またご希望により個別相談も
お受けいたします。

【資料請求・個別相談申込書】 FAX:076-239-3821

貴院名		
ご連絡先	TEL	FAX
お申込者名	(役職等:)	

担当:山下、宮下

(お問合せ先)



有限会社 **アイエム** (石川県医師会関連団体)

TEL:076-239-3820 FAX:076-239-3821

〒920-8201 金沢市鞍月東2丁目48番地 石川県医師会・日赤共同ビル2階

詳しくは(有)アイエムのホームページをご覧ください。<http://www.im-med.co.jp/>